

# 保險商品審査事例集

令和2年6月

金融庁監督局保険課

## 保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）IVにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当局と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当局における考え方を明らかにすることにより、商品審査において効率的に深度ある双方向の議論を行い、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することを期待する。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社においては、創意工夫を凝らした商品開発等を行っていただきたいと考える。

本事例集は、令和2年1月～6月に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

### 1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

#### （1）法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）

《社会環境の変化（高齢化社会）に対応した顧客の権利保護とサポート態勢の拡充》

認知症保険の創設にあたり、保険契約者が認知症等により認知機能が低下した場合に、保険契約者が有している権利の一部を代理可能とするほか、認知症保険金等の支払後に保険契約者（＝認知症の被保険者）が行う手続きの一部について、代理人による同意を必要とする特約を創設。

（コメント）認知機能の低下で契約に関する手続き（＝法律行為）ができなくなった場合には、成年後見人制度等、本人の権利を広く保護する仕組みがあるが、本特約は、こうした既存の仕組みを妨げることなく、別途、当社の保険契約に限り、あらかじめ指定した代理人が、認知機能が低下した保険契約者に代わって一部の契約手続きを行えるようにするほか、保険契約者自身の利益を害する可能性がある一部の手続き（解約等）について代理人による同意を設けるもの。なお、本特約では、保険契約者と代理人との間において利益相反の可能性がある手続き（保険金受取人の変更等）については代理手続きの対象外としているほか、保険契約者本人の権利行使を妨げる必要のない手続き（保険金等の請求、保険料払込免除等）については代理人による同意を不要としているなど、必要以上に保険契約者の権利を制限しない仕組みも設けており、保険契約者保護の観点から妥当な内容である。

審査においては、保険契約は長期にわたるものであることも踏まえ、代理人が本特約の内容を的確に理解し、適切に代理行為を行っていくことや、保険契約者が適切な代理人が設定されているかの確認を継続的に行うことについて、どのような対策を

講じているかについても確認したところ、次のような対応を行うとしており、顧客保護の観点からも望ましいものと考えられる。

①募集開始から加入時

- ・ 代理人に対して、本特約の制度案内説明チラシを送付
- ・ 高齢者契約については、募集時に代理人同席のもとで説明を行うことを推奨

②加入後

- ・ 契約者に対する毎年の通知や定期訪問活動において、代理人として指定されている者の記載や代理人を変更する必要があるかを確認
- ・ 代理人に対しては、制度案内説明チラシの送付や、契約者に対する定期訪問活動等を通じて、制度内容等の周知を実施

《保険契約者の利便に配慮した契約手続きの簡素化》

保険証券の書面交付を省略し、保険証券と同等の内容を電磁的方法により提供する特約の創設に当たり、保険契約者の利便にも配慮し、書面交付との選択制とすることとした。

(コメント) 保険法第 40 条及び第 69 条では、保険契約締結時に書面（保険証券）を交付しなければならないと規定している。当該規定は任意規定ではあるものの、保険証券は証拠証券として広く一般に認識されており、事後的に保険契約者のみならず保険金受取人が保険契約の内容や存在を確認できるものでもある。このため、保険契約者等の利便が損なわれることがないように、契約締結時の書面交付省略については、保険契約者との合意により行う、書面交付との選択制とすることとしたものである。

なお、審査においては、保険証券の書面交付を省略する場合には、保険金受取人からの請求が円滑に行われるよう、保険金受取人に対する情報提供等についても留意する必要があるという点についても議論した。

《既契約者のニーズの変化とその期待に応える商品開発》

医療保険に付加できる新たな特約の創設にあたり、顧客保護の観点から、既契約の顧客に対しても、保障をそのまま継続しながら新しい保障を提供できるよう、中途付加を取り扱うこととした。

(コメント) 第三分野商品（多くは無解約返戻金型商品）は発売したその日から商品の陳腐化が始まり、社会環境や社会制度が変わることによって、顧客ニーズは変化し、必然的に保障の見直しが必要となってくると考えられる。このため、各社は短いサイクルで新商品の開発を競い、それを受け、保険ショップ等の乗合代理店チャンネルが新商品の提案を行うという流れが定着している。

一方、こうした提案は、既に第三分野商品に加入している契約者にも乗換募集（解約／新規）という形で行われるが、この場合、契約者がそれまでに支払った保険料を

原資として積み立てられていた責任準備金は、新契約に引き継がれることなく保険会社の解約益として利益計上されることになる。こうした構造は、解約をしないことを前提に無解約返戻金型商品に加入した契約者の意向に反するものであるほか、乗合代理店側においても、顧客本位を謳いながら、代理店手数料を得ることを目的に、顧客利益を損なうような乗換募集を積極的に提案するといった不適切募集のインセンティブともなるものである。

このような顧客の不利益を抑制する仕組みとして契約転換制度があるが、同制度はシステム負荷が大きいなどの理由から、第三分野商品を主力としている多くの会社では対応が困難と言われている。しかし、契約転換制度がない会社においても、新商品の特約を既契約に中途付加できる制度を設けているケースもあり、審査においては、会社の規模・特性に応じて、顧客の不利益を抑制し、顧客が躊躇することなく保険を見直すことができる仕組みを検討するよう促した。

#### 《保障の見直しによる空白期間の回避と約款上の明記による誤認の抑制》

不担保期間のあるがん保険の保障内容を見直す場合において、保障の空白期間を回避し、既存契約における既得権を保護する目的から、①新しいがん保険（以下、「新契約」）の契約成立を条件として既存のがん保険（以下、「旧契約」）の解約の効力を新契約の責任開始の日に遡って生じさせることや、②新契約のがん不担保期間にがんと診断確定され新契約が無効となる場合は、旧契約の解約を取り消し、有効な状態に戻すという規定を新設。

（コメント）生保各社のがん保険においては、逆選択、モラルリスク防止の観点から、契約日から90日間（以下、「がん不担保期間」）にがんと診断確定された場合には、保険契約を無効とする取扱いを実施している。このため、旧契約を解約し、新契約に乗り換える場合、再度がん不担保期間が設定され、90日間の保障の空白期間が生じる。

社会環境等の変化に伴い顧客ニーズも変化し、必然的に保険の見直しが必要になってくることが想定されるため、顧客の既得権を保障しつつ顧客が躊躇することなく保険を見直すことができる制度を導入することは、顧客本位の業務運営の観点から望ましいものである。

一方で、こうした制度を約款に明記せずに、運用上の取扱いとして行う場合は、顧客の権利義務関係が不安定なものとなり、顧客の誤解を招くことや、募集現場において恣意的な運用が行われる可能性がある。審査においては、こうした考え方を示しつつ、申請社に対応を促した。

**(2) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、指針IV-1-2（保障又は補償の内容）**

《社会環境の変化（情報通信技術の進歩）への対応とモラルリスク対策》

糖尿病患者用アプリケーションのユーザー向け保険の創設にあたり、還付金請求時に血液検査結果等の画像のアップロードを求めることとした。

(コメント) 本商品は、糖尿病患者向けのアプリケーションユーザーを販売ターゲットとしている。アプリケーション内で申込手続きから請求手続きまで行うことができるため、事務コストの削減により保険料を抑えることが可能になるといったメリットがある。一方で、給付金支払の判断に必要な血液検査の結果等は、アプリケーション内の請求画面に契約者自ら入力する仕組みであるため、虚偽の数値を入力する懸念がある。そのため、医療機関等で受検した血液検査結果の画像のアップロードを必須とし、当該検査結果に記載された数値と入力された数値を突合して正確性を確保することとしたものである。

なお、審査においては、糖尿病患者用アプリケーションのダウンロードが前提であることを踏まえ、アプリケーションの選定理由や利便性、アプリケーションを脱退した場合の措置などについても確認した。

**(3) 法第5条第1項第3号ハ（公序良俗）、指針IV-1-2（保障又は補償の内容）**

《顧客による不適切な行動変容の防止》

被保険者が高血圧症、脂質異常症、高血糖症のいずれかの治療を目的とする投薬治療を行ったときに給付金を支払う商品の創設にあたり、顧客による不適切な行動変容排除の観点から給付金額を少額に抑えた。

(コメント) 給付金額の設定にあたっては、治療費を補填することにより疾病の早期治療を促す一方で、商品コンセプトに反して、意図的に生活習慣を悪化させることや健康管理を怠るなど顧客の不適切な行動変容をもたらさないかどうかという点も考慮する必要がある。また、適切な治療方法は個人によって異なり医師が判断するものであることから、保険会社が投薬治療を過度に促すような保険商品の提供を行わないということは重要である。審査においては、保障する疾病の平均的な治療費用なども踏まえて給付金額の妥当性について議論するとともに、保険会社として投薬治療を推奨するような募集を行わないよう議論した。

**(4) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、規則第11条第1号（契約者の需要と利便）**

《社会問題（新型コロナウイルス感染症）に対応した商品の提供》

災害割増特約等の所定の感染症による死亡等を支払事由とする保険（特約）において、保障の対象とならない新型コロナウイルス感染症（※）を保障対象に追加した。

（※）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症

（コメント）未知の感染症について、どこまで保障範囲を拡大するかは保険会社の経営判断であるが、財務の健全性を維持しつつ、社会情勢も踏まえ契約者に寄り添った保障を提供することは保険会社の使命である。

なお、保障範囲の拡大は、本来は約款に明記をして行うべきものであるが、様々な業務上の制約がある中で、すべての約款を精査して改訂作業を行うことは現実的ではないと考えられるため、販売を停止している既存の商品については、普通保険約款等の改訂は行わず事業方法書のみで改訂を行うことも認めた。ただし、そのような場合であっても、保険契約者等において確実にその内容が了知される必要があり、周知の方法については十分に配慮する必要があることから、審査においてはその点も確認した。

## 2. 生命保険商品（算出方法書）

### （1）指針Ⅳ-5-1（3）（適切な予定発生率の設定）

《合理的な予定発生率トレンドの反映》

上皮内ガンを保障する特約の創設にあたり、同ガンの予定発生率の設定における増加トレンドの反映について、過去10年の実績が前半5年と後半5年で増加率に顕著な差異が見られたので、過去（後半）5年の実績で行うこととした。

（コメント）上皮内ガンを保障する特約の予定発生率の設定にあたり、上皮内ガンの増加トレンドの反映を過去10年の実績をもとに直線回帰で行っていたが、過去10年の実績が前半5年と後半5年で増加率に顕著な差異が見られた。審査において、医療保険については医療技術の進化や医療制度の変更なども踏まえて、合理的に予定発生率を設定する必要がある点について議論した結果、本ケースにおいて直線回帰する場合は、2つの異なる増加率のうち直近の増加率（トレンド）を用いる方がより実態に即し合理的と考えられるため、過去5年（後半）の実績で行うこととした。

### （2）指針Ⅳ-5-3（契約者価額）

《経済環境等の変化を踏まえたタイムラグマージンの適切な設定》

既存商品の支払事由等を変更する特約を創設するにあたり、タイムラグマージンの水準について、他の商品も含め直近開発商品の水準に改定すべく、可能な範囲で速やかに変更認可申請することとなった。

(コメント) 一般的に、MVAの適用にあたり、タイムラグマージン(※)の設定が行われているが、その水準は、解約に伴う費用相当額として合理的かつ説明可能な範囲に設定する必要がある。このタイムラグマージンの数値を必要以上に保守的に設定することは、中途解約をする契約者に過度の負担を強いることになることから、商品創設時との経済環境等の相違を踏まえ、現行販売している商品についてもその水準を直近開発商品の水準に見直すことは、顧客本位の業務運営の観点から望ましいものと考えられる。

審査においては、現在の経済環境等を踏まえ、直近に開発した商品のタイムラグマージンの水準の妥当性についても確認した。

(※) 統一的な定義はないが、一般的に、保険会社が解約に関する利率を設定する時期と保険契約者が解約を決断する時期とのタイムラグ、又は契約者の解約申出時と保険会社の運用資産売却時とのタイムラグから発生する保険会社の費用(損失)に備えるためのマージンとして説明されている。

### 3. 損害保険商品(約款・事業方法書)

#### (1) 規則第11条第1号(保険契約者の需要と利便)

《社会環境の変化(自然災害の大規模化)に対応した迅速な保険金支払いの実現》

地震リスクに対する迅速な保険金支払を実現するため、被保険者の居住建物の所在地において一定以上の震度が観測されたことを条件に、被保険者に生じる当座の生活資金等の損害について一定額を支払う商品を新設した。

(コメント) 大規模な地震の被災直後には様々な費用支出が発生することから、家屋等の損害状況の確認は行わず、迅速に一定額の保険金を支払うことは、保険契約者の需要・利便に資するものと考えられる。

本保険は、一定規模以上の地震の発生により被災した被保険者の被災直後の生活資金等について、実損害額の範囲内で定額補償するものである。審査においては、客観的な指標(気象庁が発表する震度)の大きさと損害発生間に十分な相関関係があるか、支払われる定額の保険金額が、ほとんどの契約者において想定される損害額の範囲内として妥当な金額(利得がないこと)となっているかについて、特に重点的に確認した。

なお、被保険者を契約者本人に限定し、契約締結時や1年ごとの更新時には居住住所の確認を行うなど、なりすまし防止策等により、モラルリスクを排除することについても、審査の過程で認識を共有した。

### 《適法性を確保した新たな保険スキームの提供》

電気通信事業者が、自社以外で販売された端末機のユーザーに対して、修理等保証サービス（※）を提供できるよう、動産総合保険端末修理費用特約を新設した。

（※）水濡れ等偶然な事故により故障した場合の修理等を行う保証サービス。

（コメント）電気通信事業者が、自社が販売した端末機のユーザーに対して行う修理等保証サービスは、販売した端末機に対する品質保証サービスであり保険業に該当しないが、自社以外が販売した端末機のユーザーに対する修理等保証サービスは保険業に該当する。こうした中で、保険業法に抵触しない形で修理等保証サービスを行うスキームとして、自社以外が販売した端末機のユーザーを被保険者とする動産総合保険端末修理費用特約を創設することは、保険契約者（電気通信事業者）及び被保険者（端末機のユーザー）の需要・利便に資するものと考えられる。

なお、審査においては、以下のとおり、不正請求の防止や顧客の誤認防止のための対応についても確認した。

自社以外が販売した端末機を補償対象とすることによる保険金の不正請求（アフロス）等の懸念から、免責期間の設定や現物確認を行うこととしており、合理的な対応と考えられる。

自社が販売した端末機のユーザーに対する修理等保証サービスの場合、サービスの提供主体は電気通信事業者であるが、自社以外が販売した端末機のユーザーに対する修理等保証サービスを動産総合保険で行う場合は、当該サービスの提供主体は保険会社となる。このため、補償内容等をパンフレットや重要事項説明書でユーザーに周知を行うとともに、有無責判断や苦情等の対応は保険会社が行うこととしており、顧客保護の観点から適切な対応であると考えられる。

### （２）規則第 11 条第 1 号（保険契約者の需要と利便）、法第 5 条第 1 項第 3 号イ（保険契約者等の保護）

#### 《社会問題（新型コロナウイルス感染症）に対応した個人向け商品の提供》

個人向けの傷害保険等において、これまでの感染症を補償する特約等では補償の対象とならない新型コロナウイルス感染症（※）を補償対象に追加するとともに、令和 2 年 2 月 1 日（当該感染症が指定感染症となった日）以降有効であった契約についても遡及して適用することとした。

（※）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に定める新型コロナウイルス感染症

(コメント) 未知の感染症について、どこまで補償範囲を拡大するかは保険会社の経営判断であるが、財務の健全性を維持しつつ、社会情勢も踏まえ契約者に寄り添った補償を提供することは保険会社の使命であると考え。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、当該感染症を補償対象とするとともに、令和2年2月1日以降有効であった契約に遡及して適用することについては、指定感染症として適用された日という合理的な日付であること、追加保険料を不要とする補償拡大であることから、保険契約者等に対し不利益となる変更ではなく、保険契約者等の需要・利便に資するものと考えられる。

また、遡及適用にあたっては、本改定実施時点で保険契約が終了しているか否かにかかわらず、令和2年2月1日以降有効であった契約については同じ補償を提供することとしており、保険契約者等の保護に欠けるものではないと考えられる。

#### 《社会問題（新型コロナウイルス感染症）に対応した企業向け商品の提供》

例えば、感染症の発生により営業が休止されたために生じた損失に対し保険金が支払われる企業向けの損害保険において、補償の対象となる感染症の範囲について、現行では感染症法（※1）に定める一類～三類感染症としているため、新型コロナウイルス感染症（※2）は補償対象としていない。今般、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症は、今後、一類又は二類感染症に位置づける予定である旨の見解が示されたことを受け、新型コロナウイルス感染症を補償対象に追加するとともに、令和2年2月1日（当該感染症が指定感染症となった日）以降有効であった契約にも遡及して、約款の規定に基づき保険金を支払うことについて、特約自由方式（※3）で対応したい。《相談》

（※1）感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（※2）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症

（※3）一定の企業分野の損害保険において、事業方法書に予め定めることにより、届出をしないで特約を新設することができる制度

(コメント) 財務の健全性を維持しつつ、社会情勢も踏まえ契約者に寄り添った補償を提供することは保険会社の使命であると考え。

そうした中、照会のような対応を行うことについては、保険契約者等の保護、需要・利便に資するものと考えられる。

## 《社会環境の変化（シェアリングエコノミーの普及）に対応した商品の提供》

個人間のカーシェアリングに際して、これまでは、カーシェア利用者（借主）がその都度1日型ドライバー保険等に参加する必要があったが、カーシェア利用中の事故を漏れなく補償するべく、カーシェアプラットフォーム運営事業者（カーシェアプラットフォーム）を保険契約者、カーシェア利用者等を被保険者とし、1日型ドライバー保険の補償内容と同様の補償を包括的に行う保険を新設することとした。併せて、カーシェア利用者による詐欺・横領等（車両の持ち逃げ等）の損害を補償することとした（※）。

（※）カーシェアプラットフォームが車両所有者に対して保証債務を負っている場合に限る。

（コメント）カーシェアプラットフォーム（以下「PF」）が保険を付すことで、カーシェア利用者等の保険の付保漏れ等による事故時のトラブル解消等に繋がるため、PFが保険契約者となり包括的に保険を手配することは、保険契約者（PF）及び被保険者（カーシェア利用者）の保護、需要・利便に資するものと考えられる。

なお、本商品では、カーシェア利用者（借主）による車両の持ち逃げによる詐欺・横領のリスクもカバーしており、審査においては、以下のとおり、不正利用の防止のための対応についても確認した。

本来こうしたリスクは、車両所有者のリスクであると考えられるが、車両所有者が当該リスクに対する保険を付す場合、モラルリスク（事故偽装など）や逆選択のリスク（高額車両のみ保険付保など）が懸念されることから、本商品では、PFが車両所有者に対して保証債務を負う契約を締結した上で、当該債務を履行することで支出するPFの費用を補償する形態で保険を組成することとしている。こうした仕組みとすることにより、車両所有者の不安を解消しつつ補償を提供することは、保険契約者及び被保険者（いずれもPF）の保護、需要・利便に資するものと考えられる。

### （3）法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）

#### 《審査過程における付帯サービスについての確認》

がん保険に付帯するサービスとして、遺伝子検査の一種であるヒト体細胞遺伝子検査（※）を提供することとしたもの。当該検査にかかるコストは付加保険料の一部として織り込んでいる。

（※）がん細胞特有の遺伝子の異常など、一時的な遺伝子情報を調べる検査であり、一生変わらない遺伝子の配列情報を調べるヒト遺伝学的検査とは異なる。

(コメント) 付加保険料を原資とする付帯サービスの提供自体は商品審査の対象外であるが、近年、保険商品に付帯するサービスが拡充している状況にあることから、当該サービスの内容、保険会社との契約関係及び責任関係について、保険契約者等の保護に欠けることのないよう適切な対応が図られているか商品審査の過程において確認したものの。

本付帯サービスの提供にあたっては、継続的なサービスの提供及び検査に要するコストについて、重要事項説明書等に明記するとともに、個人の機微情報にあたる遺伝子検査結果については保険会社が一切保有しない仕組みとしており、保険契約者等の保護に欠けるものではないと考えられる。

このほか、付帯サービスの提供にあたって、提供する遺伝子検査がヒト遺伝学的検査には当たらないこと、他業の禁止（保険業法第98条、100条）、特別利益の提供（保険業法第300条第1項第5号）に抵触しないかどうかについても、審査の過程で確認した。

#### (4) 法第3条第5項第1号（損害保険性）

《国民の健康増進に寄与する商品の提供》

がん検診を受診した結果、再検査または精密検査（以下「精密検査等」という）が必要となり、1年以内に精密検査等を受けた場合に、その費用を補償（定額の保険金）する特約を新設した。

(コメント) 精密検査等費用については、保険期間中にがん検診を受けた結果、精密検査等が必要となるという偶然な事故により、その結果として生じる「精密検査等費用」をてん補するものであり、保険業法第3条第5項第1号に規定する損害保険に該当するものと考えられる。

本保険は、がん検診を受けた結果として所定の精密検査等を受けた場合に、その費用を実損害額の範囲内で定額補償するものであるが、審査においては、支払われる定額の保険金が、ほとんどの契約者において想定される損害額の範囲内として妥当な金額（利得がないこと）となるよう、補償対象としている精密検査等にかかる検査費用の実態をもとに設定されているかを確認した。